

## 第32号議案

### 京都地方税機構指定金融機関の指定の専決処分について承認を求める件

京都地方税機構の設立（平成21年8月5日付け総行市第154号総務大臣許可）に伴い、京都地方税機構指定金融機関を指定する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成21年8月19日別記のとおり京都地方税機構指定金融機関の指定を専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構  
広域連合長 山田 啓二

## 別 記

### 京都地方税機構告示第1号

#### 京都地方税機構指定金融機関の指定

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第1項の規定により京都地方税機構指定金融機関を次のとおり指定する。

- 1 名 称 株式会社京都銀行
- 2 所 在 地 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
- 3 取扱事務 公金の収納及び支払